



商業地域は、経済活動の中心地



工業地域は留萌港を中心に

用途地域による建築物●印は建築できない○印はできる

用途地域	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
持合、料理店、キャバレー、舞踏場	●	●	○	○	○	○	○	○
劇場、映画館、演芸場、個室付浴場	●	●	○	○	○	○	○	○
ホテル、旅館	●	●	○	○	○	○	○	○
マージャン、パチンコ、ボーリング、スケート場、水泳場	●	●	○	○	○	○	○	○
専用店舗又は飲食店	●	●	○	○	○	○	○	○
併用店舗(食堂、喫茶店を含む)	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、図書館、博物館	○	○	○	○	○	○	○	○
病院	○	○	○	○	○	○	○	○
診療所、公衆浴場、巡回派出所、公衆電話	○	○	○	○	○	○	○	○
神社、寺院、教会、養老院、託児所	○	○	○	○	○	○	○	○
営業用倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車教習所	○	○	○	○	○	○	○	○
学校	○	○	○	○	○	○	○	○
小学校、中学校、高等学校、幼稚園	○	○	○	○	○	○	○	○
校高等専門学校、大学各種学校	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車	○	○	○	○	○	○	○	○
50平方メートルをこえる専用車庫	○	○	○	○	○	○	○	○
建築物の30平方メートル(300-327)	○	○	○	○	○	○	○	○
附属車庫建築物の延面積の3分の1以上	○	○	○	○	○	○	○	○
工場A 危険物、悪臭、騒音による公害大	○	○	○	○	○	○	○	○
工場B 原動機を使用する作業床面積150平方メートルをこえる工場、その他業種よりみて公害程度のもの	○	○	○	○	○	○	○	○
工場C 原動機を使用する作業床面積50平方メートルをこえる工場、その他業種よりみて公害比較的小なもの	○	○	○	○	○	○	○	○
工場D 当業種のための食品製造業(パン、菓子、豆製品、菓子工業)作業床面積100平方メートル以下出力1.1kw以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○
畜舎(15平方メートルをこえるもの)	○	○	○	○	○	○	○	○

- 凡例
- 第一種住居専用地域
 - 第二種住居専用地域
 - 住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域

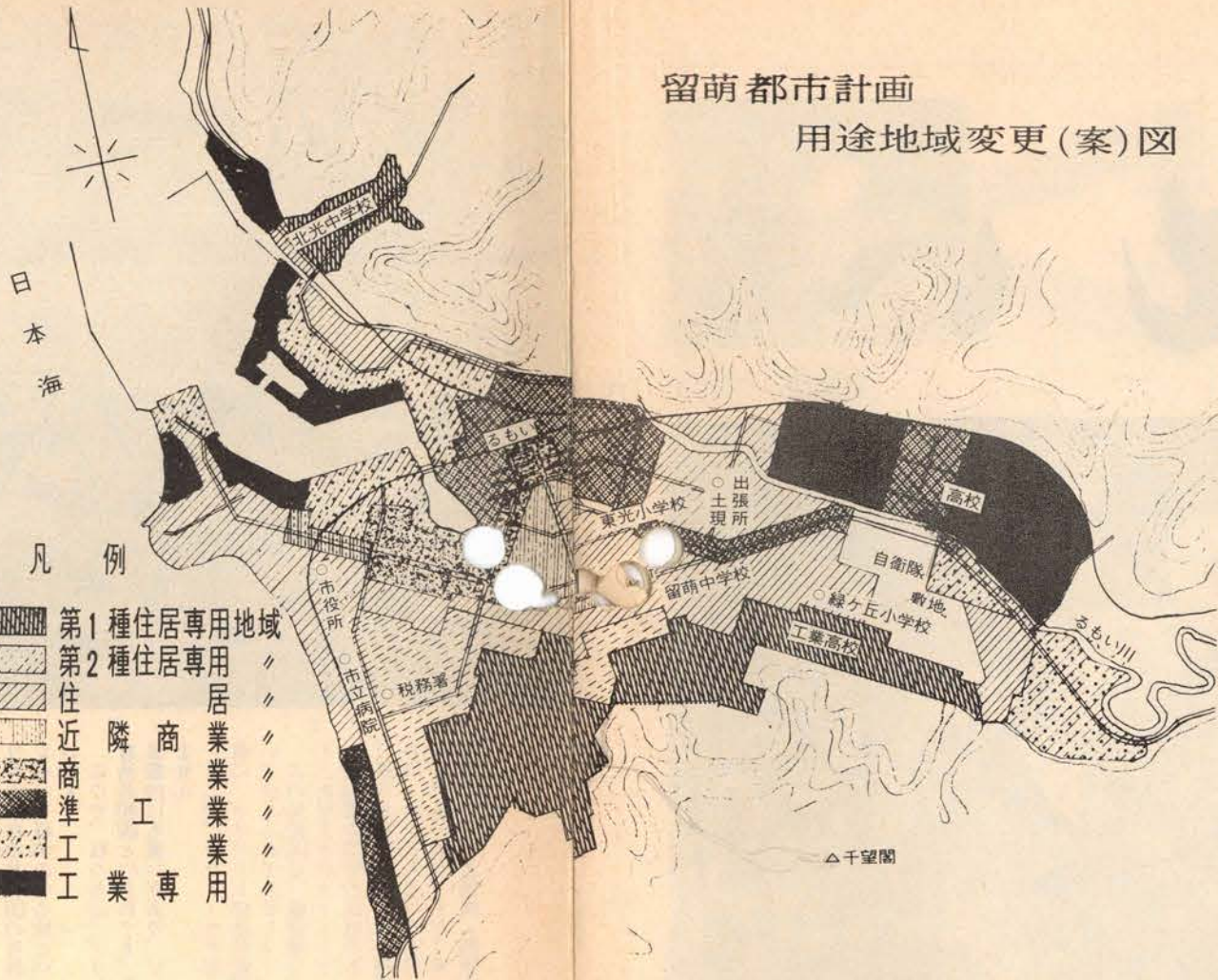
指定地区には
建物制限

この地域には、黄金岬油槽所、北岸、南岸右炭ローダー、臨海工業地帯、堀川、東雲地区が指定されています。

主に、商業、業務、娯楽などの建物が集中して建てられているいわば繁華街地域です。
 主に、環境の悪化(公害など)などをもちたすおそれのない工業を育てる地域です。
 工業地域：工業専用地域(二六・三三)
 九・三三

都市計画審議会の諮問をうけ正式に知事の認可(六月末日の予定)を受ける用途地域は、今後の街づくり計画と相まって、新たな用途地域の用途に合った建物でなければ建築することはできません。
 (左の表を参照してください)
 現在、進められている駅前土地区画整理事業、そして、今年から始められる副港理立事業とともに、留萌の街づくりは、着々と進められています。

留萌都市計画
用途地域変更(案)図



総面積六百七十ヘクタールを用途変更
公害のない均衡ある街づくり

海と山に囲まれた留萌の街は、港を中心に、日本海に向かって、どんどん変貌しつつあります。この発展途上にある留萌市が、将来に向かって発展するためにはやはり秩序ある街づくりが進められなければならない。山間に広がる留萌は、限られた

地域を有効に生かし、そして、市民生活をより明るく、暮らしやすい街にする環境づくり(街づくり)いわゆる(市街地の再開発)を進めなければならない。このため、建築基準法の一部改正(昨年六月一日)を機会に、留萌市用途地域の、変更計画をすす

この、留萌市都市計画用途地域改正は、昭和二十八年に行なわれてから、今度五回目です。ご承知の通り、小さな道北の港町からスタートした留萌は、社会の変化とともに、港の形態も大きく変わり、それに付随した留萌の街も、今では道北の経済を担う門戸港として発展してきました。当然、そこには、経済様式の変化とともに街の形態も大きく変わってきました。

この、留萌市都市計画用途地域改正は、昭和二十八年に行なわれてから、今度五回目です。ご承知の通り、小さな道北の港町からスタートした留萌は、社会の変化とともに、港の形態も大きく変わり、それに付随した留萌の街も、今では道北の経済を担う門戸港として発展してきました。当然、そこには、経済様式の変化とともに街の形態も大きく変わってきました。

キメの細かい
街づくり

から、八種類の地域に分けられます。
 (各用途地域の設定)
 第一種住居専用地域(二一七・三三)
 住宅地の基本となる地域で、低層住宅(一般住宅用)に良い環境を保護するための地域です。この地区内には、港南中学校、留萌工業高、自衛隊官舎、北光中学校、沖見町・春日町公営住宅、見晴公園などがあります。
 第二種住居専用地域(五六・九三)
 中高層住宅を含め、住宅地として良い環境を保護する地域です。この地域内には、留萌支庁、開発建設部、留萌小学校、裁判所、専売公社、土木現業所、留萌神社などがあります。
 住居地域(一九二・三三)
 住宅地のうち、用途の混在度合等からみて第二種住居専用地域とすることが不適当な区域または、将来用途の混在を認めることがやむを得ない区域について主として住居の環境を保護するため定める地域です。
 近隣商業地域(二四・〇三)
 近隣の住宅地の住民に、日用品の供給を行なうことを主とする商業、(近隣町のショッピングセンター的役割をもつ)などを保護する地域です。
 商業地域(二六・七三)

表 紙

山を緑でいっぱいにする目標に五月二十四日、峠下市有林で植樹祭が行なわれました。約一ヘクタールの面積に、トドマツの苗木二千五百本が植樹され将来は、市青少年キャンプ村が建設される予定の同地域は、私たち訪ずれる市民に、美しい緑と、安らぎを与えてくれるでしょう。

